

◎独占禁止法違反の下記業者について、2ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①(株)アステム
②(株)翔葉
③九州東邦(株)
④富田薬品(株)
⑤アルフレッサ(株)
⑥(株)アトル

- 業者の住所：①大分市西大道二丁目3番8号
②福岡市博多区山王二丁目3番5号
③福岡市東区箱崎ふ頭三丁目4番46号
④熊本市中央区九品寺六丁目2番35号
⑤東京都千代田区内神田一丁目12番1号
⑥福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5番1号

2. 指名停止措置期間： 令和5年5月19日 ～ 令和5年7月18日
(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、公正取引委員会が独立行政法人病院機構が発注した医薬品の入札参加業者らに対し、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限したとして、令和5年3月24日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定したものである。

5. 指名停止措置理由

当該業者らが公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして認定されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第2第5号(下記参照)に該当する。また、指名停止等の措置要領の運用基準第7第四号(下記参照)に基づき、指名停止期間を2分の1とする。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

<指名停止等の措置要領の運用基準(抜粋)>

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 小柳 康孝 (内線 2511)
 (契約課直通：TEL092-476-3509)
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 坂本 起朗 (内線 290)
 (経理調達課直通：TEL092-418-3345)